

令和6年度 改正のポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました。
- 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
- 介護報酬が改定されました。（一部のサービスは令和6年6月から）
- 福祉用具の一部は、利用方法（貸与または販売）を選択できるようになりました。
対象となる福祉用具は、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖です。

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります。

もくじ

介護保険制度のしくみ

- ▶ みんなで支えあう制度 1
- ▶ 介護保険の被保険者 2
- ▶ 介護保険被保険者証の交付 3

介護保険料

- ▶ 介護保険料は大切な財源 4
- ▶ 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料 5
- ▶ 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料 6

利用者の負担

- ▶ サービス費用の一部負担 9

サービスの利用のしかた

- ▶ 申請から認定までの流れ 12
- ▶ ケアプラン作成の流れ 16

利用できるサービス

- ▶ 介護保険で利用できるサービス 20

介護予防・日常生活支援総合事業

- ▶ 介護予防に取り組みましょう 28

地域包括支援センターを利用しましょう 裏表紙

介護保険制度のしくみ

みんなで支えあう制度

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる、支えあいの制度です。お住まいの市区町村が運営しています。

